

別表

本通達の処分等条件の対象となる法律及び対象とならない法律の例

法律名	対象となる条・項・号	対象とならない条・項・号
国有財産法	第22条第1項第1号、第2号、第28条第4号	第22条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第28条第1号、第2号、第3号
国有財産特別措置法	第2条、第3条	第5条第1項第1号、第2号、第5号、第6条の2、第7条
道路法	第90条第2項（注1）	
道路法施行法		第5条
道路整備特別措置法	第51条第8項	
下水道法	第36条（注2）	
特定都市河川浸水被害対策法	第80条	
河川法施行法		第18条
運河法		附則第22条
港湾法		第54条の2
空港法	第26条	第27条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		第25条
特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法	第10条第2項	
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	第10条	
警察法		第78条
旧軍港市転換法		第4条、第5条
広島平和記念都市建設法	第4条	
長崎国際文化都市建設法	第4条	
別府国際観光温泉文化都市建設法	第4条	
伊東〃	第5条	
熱海〃	第4条	
松山〃	第5条	
横浜国際港都建設法	第5条	

神戸〃	第5条	
奈良国際文化観光都市建設法	第6条	
京都〃	第6条	
松江〃	第5条	
芦屋国際文化住宅都市建設法	第5条	
軽井沢国際親善文化観光都市建設法	第5条	
沖縄振興特別措置法		第109条
小笠原諸島振興開発特別措置法		第23条
社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律		第1条、第2条
国家公務員共済組合法	第12条、第36条（注3）	

（注1）法定外公共用財産を地方道等とする場合を除く。

（注2）法定外公共用財産を下水道とする場合を除く。

（注3）特別借受宿舎の用に供する場合を除く。